

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための検診・検査等業務手当の条例）

- 9 第5条第2項の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が別に定めるものに従事したときは、検診・検査等業務手当を支給する。
- 10 別表の規定にかかわらず、前項の規定による検診・検査等業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第9項及び第10項の規定は、令和2年2月6日から適用する。